



みどり

水土里ネット 加古川西部だより

加西市若井町の金田一郎総代を派出して談事に入り、提出した14議案は

第26号

發行

加古川西部土地改良区

加西市上宮木町524-2

TEL (0790) 49-0915

FAX (0790) 49-0916
E-mail kakogawaseibu@mtd.biglobe.ne.jp



糀屋ダム全景



- 第38回総代会開催
 - 平成16年度事業経過報告
 - 平成17年度事業計画



第38回通常総代会

あいさつ

理事長 柏原正之

皆様おはようございます。桜のたよりが、もうそこまで来ております。いい時候となって参りました。本日、ここに第38回加古川西部土地改良区通常総代会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、たくさんお集まり頂きましてありがとうございます。また、ご来賓の皆様方におかれましては、年度末で公務何かとご多端の中、早朝からお集まり頂き、この総代会に花を添えて頂きましたことをお礼申し上げます。

後程、代表者の方からご祝辞を賜りたいと存じますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本年度を振り返りますと、平成16年度の梅雨明けは、例年より10日程度早く、しかも異常気象によりまして、集中豪雨に見舞われた年でございました。7月下旬には気象庁が観測以来、異常な厳しい暑さが続きまして、水稻の作況指数におきましても順調に生育しておりましたが、例年なく台風が相次いで日本列島に上陸いたしました。特にこの23号台風によります被害は甚大でしたが、幸いに加古川西部土地改良区地区内におきましては、たいした被害もなく喜んでいる次第でございます。10月15日に水稻の作況指数の発表がされましたが、その時全国平均98ポイントでございました。県内はやや不良ということで97ポイントという数字が発表されましてホッと一息ついたところでございます。

また、農政関係では、平成12年3月に食料・農業・農村基本計画が造られまして、5年目の見直しが平成15年12月に農林水産省の方で農林水産大臣から審議するよう諮問されまして、本年3月8日に新たな食料・農業農村基本計画が農林水産大臣に答申されまして、3月25日に閣議決定されたところでございます。

この新基本計画のポイントは3つの大きな柱がございます。第1は、農業構造改革、そして第2は経営安定対策の導入でございます。そして最後の第3は、農地の有効利用促進であります。

また、組合員の皆様にとりまして一番要望の強うございました、農家負担の軽減という問題につきましては、近畿管内の11国営土地改良区が組織しております、近畿協議会が毎年度、財務省、農林水産省に対しまして、農家負担の軽減対策を常に要望しておりました。国営加古川西部土地改良事業は、国の財政投融資金を財源といたしまして、事業が実施され事業負担金が、平成3年度より、10a当り一般農地は2,500円。農地造成におきましては6,800円となっておりましたが、軽減対策の一つとして、5%超える利息につきましては、計画償還助成事業制度を創設され、国が負担しておりますが、この度5%が4%に引き下げられまして、それを超える償還利息を助成する制度に拡充されたところでございまして、平成17年度より小額ではございますけれども、加西市の場合一般農地の年負担額は、約130円減額の2,370円、農地造成は370円減額の6,430円に軽減されることになりました。

この件につきまして、加西市では国営事業負担金の一部改正条例が、ちょうどこの24日に議会が閉会をしたわけでございますが、その24日の市議会で可決頂いたところであります。

更には、農業委員会法の一部を改正する法律が、平成16年1月1日施行され、従来より農業関係の推薦団体は、農業協同組合に限定されておりましたが、次期改選期から改良区が推薦した理事1名が追加される事になりました、各改良区が関係する市町内の改良区と協議の上、推薦する事となりました。今後、農業委員会委員として、改良区の立場で活躍頂くことになりました。

一方、改良区運営の根幹であります、維持管理費の滞納者につきましては、不公平の観点から、本年3月に平成11年度から14年度の4年間の滞納者につきまして、法的手続きを進め、時効中断措置と併せて、最終的には1名でございましたが滞納処分を執行したところでございます。そのような主旨で行ないましたので、何分のご理解を賜りたいと思います。

本日の総代会には、平成15年度事業報告並びに各会計収支決算と、平成16年度各会計補正予算及び平成17年度事業計画並びに、各会計収支予算等の14議案を提案しておりますので、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶といたします。どうもありがとうございます。

第38回通常総代会開催

平成17年度事業計画及び予算など全議案可決決定

平成17年3月30日(水)午前9時より、JA兵庫みらい・JA会館において、総代定数102名中81名の出席を得て開催。柏原理事長のあいさつに続き、感謝状贈呈後、池田淀川水系土地改良調査管理事務所次長・松浦兵庫県農林水産部農林水産局農地整備課長・安部兵庫県土地改良事業団体連合会常務理事より祝辞を頂き、議長に加西市若井町の金田一彦総代を選出して議事に入り、提出した14議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決決定されました。

(提出議案)

- | | |
|--------|---|
| 第1号議案 | 平成15年度事業報告並びに一般会計、特別会計（農地転用決済金・維持管理費等調整積立金・職員退職給与積立金）収支決算及び財産目録について |
| 報告第1号 | 平成16年度事業経過報告について |
| 第2号議案 | 平成16年度一般会計収支補正予算の専決処分の承認について |
| 第3号議案 | 平成16年度特別会計（農地転用決済金・維持管理費等調整積立金・職員退職給与積立金）収支補正予算の専決処分の承認について |
| 第4号議案 | 維持管理費の不納欠損の処分について |
| 第5号議案 | 平成17年度事業計画について |
| 第6号議案 | 財産の購入について |
| 第7号議案 | 平成17年度維持管理費の賦課金及び徴収方法について |
| 第8号議案 | 平成17年度一般会計繰入金について |
| 第9号議案 | 平成17年度一時借入金について |
| 第10号議案 | 平成17年度一般会計収支予算について |
| 第11号議案 | 平成17年度農地転用決済金特別会計収支予算について |
| 第12号議案 | 平成17年度維持管理費等調整積立金特別会計収支予算について |
| 第13号議案 | 平成17年度職員退職給与積立金特別会計収支予算について |
| 第14号議案 | 平成17年度歳計現金預入先について |



感謝状の贈呈

理事・監事として、長年加古川西部土地改良区の運営、事業の推進にご尽力され、このたび職務を退任された方々に対し、柏原理事長よりその功績に報い感謝状が贈呈されました。

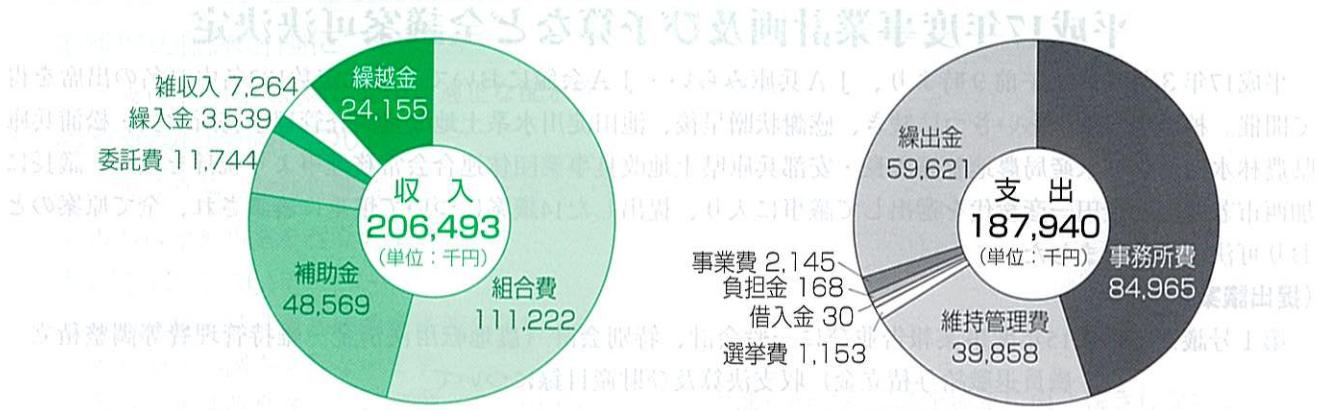
感謝状を贈呈された方々

- ▶ 加西市青野原町 真鍋 勇監事
▶ 加西市和泉町 高橋 宣也理事
▶ 加西市下芥田町 (故) 世良田 武清理事



感謝状を贈呈される（左）眞鍋監事、（右）高橋理事

平成15年度一般会計収支決算書



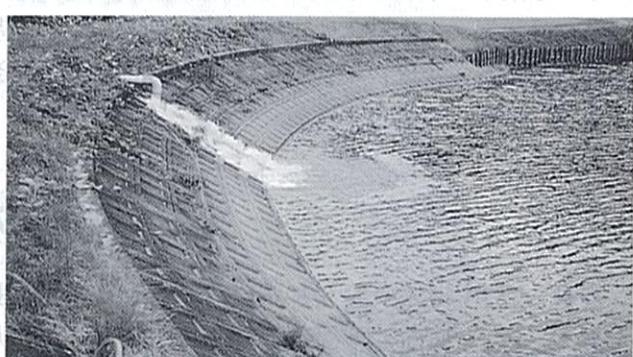
平成16年度事業経過報告

1. 配水管理について

本年度配水量の当初計画は、13,300千m³を予定しておりましたが、5月から7月にかけて降雨量が少なく、8月から9月にかけ、台風16号、18号、21号の上陸により本年度配水量の実績は、計画配水量に対し64%の8,573千m³にとどまりました。また、本年は台風の影響により倒伏等の被害が発生し、全国の水稻の作況指数は98で、兵庫県は97でやや不良と発表され豊作にはいたりませんでした。なお、台風による施設への被害もなく、無事、本年の配水業務を終えることが出来ましたのは、関係各位のご協力によるもので、厚くお礼を申し上げます。



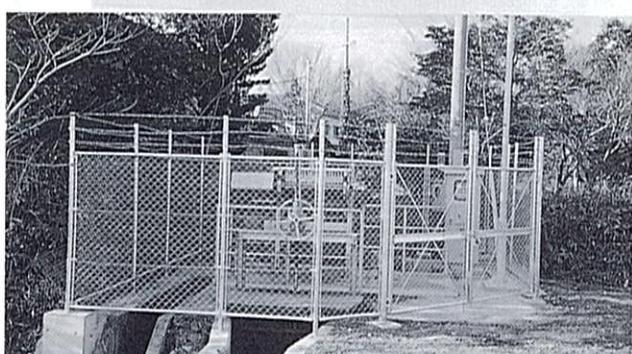
親水機能を持つ善防池分水工（両月町）



大谷池（山枝町）

2. 造成施設の整備について

- (1) 国営造成施設管理体制整備促進事業により、西Ⅱ号幹線中野支線4号分水工に除塵機とグレーチング蓋、フェンス等の安全施設を設置しました。



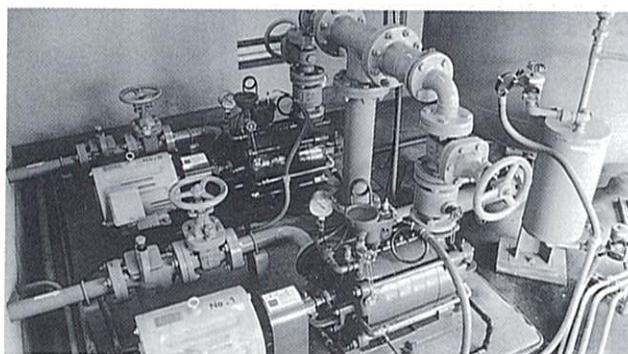
4号分水工除塵機（鵜野町）



中野支線グレーチング蓋（鵜野町）

(2) 適正化事業

施設の更新及び保守管理のため、西南・東横田団地の揚水機の改修及び用水路の新設と善防チェックスタンド露出管の塗装を行ないました。



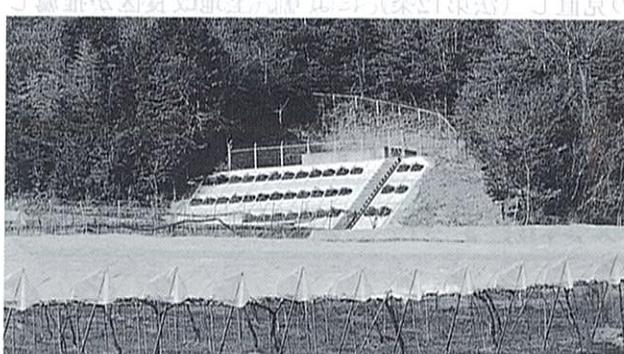
更新されたかんがい用ポンプ



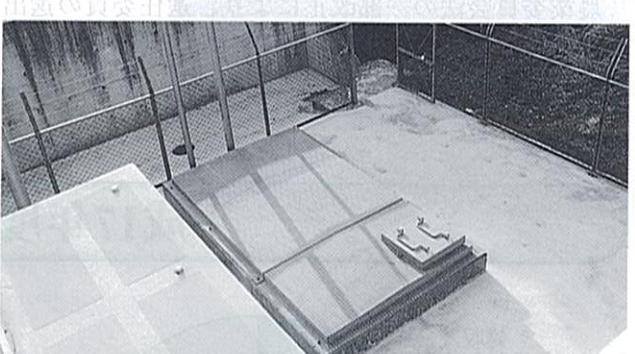
善防チェックスタンド管水路

(3) 改良区単独事業

施設の保全と管理の効率化を図るため、平面にはコンクリート舗装、法面には法枠設置し施設が景観に溶け込むように法枠内に平戸つじを植栽しました。また、高室チックスタンドにコンクリート舗装を行ないました。



東剣坂チェックスタンド法面



高室チェックスタンド

3. 農事用電力基本料金軽減の取り組みについて

高圧・低压とも

30円／kw軽減

平成17年4月1日以降

農事用電力基本料金軽減について、近畿土地改良連合協議会、近畿農事用電力料金軽減要請運動推進会議合同により、藤社長他に全国平均単価まで引き下げるよう要望を行いました結果、平成17年4月1日より、低压、高压とも30円の基本料金引き下げの回答がありました。

農事用電力基本料金軽減の推移

単位：kw／円

	H 8.1 以前	H 8.1 以降	H10.2 以降	H12.10 以降	H14.10 以降	H17.4 以降	軽減額
低 壓	800	770	730	670	640	610	190
高 壓	850	820	780	720	690	660	190

平成17年度事業計画

1. 本年度の配水計画について

(1) 平成17年度配水計画に基づき適正な配水管理を行ないます。

2. 造成施設の整備について

(1) 土地改良施設維持管理適正化事業を行ないます。

(2) 改良区単独事業を行ないます。

3. 委託業務について

(1) 広域基盤整備計画基礎調査業務を行ないます。

(2) ため池実態調査を行ないます。

(3) 県営4土地改良区（宇仁高岡・西在田・日吉・加西中部）の事務委託を前年に引き続き行ないます。

4. 負担金の軽減について

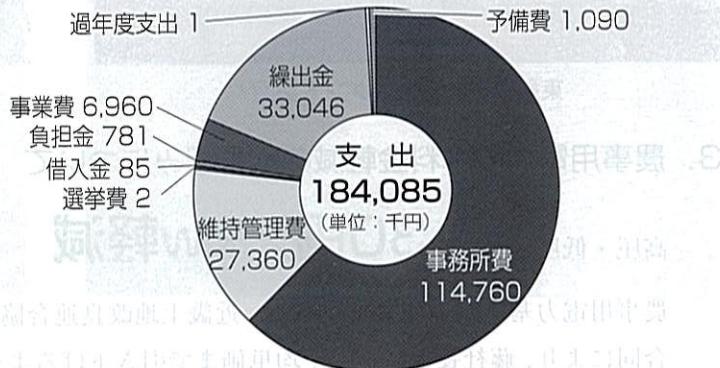
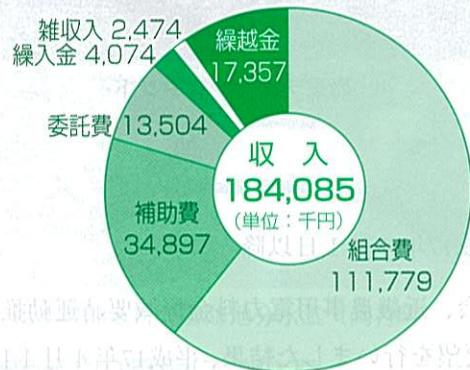
(1) 国営農業水利改良事業促進協議会と連携し、財務省、農林水産省に対して昨年に引き続き負担金の軽減について要請します。

(2) 関西電力に対し農事電力基本料金の軽減を図ります。

5. 農業委員の選出について

農業委員会法の一部改正により、選任委員の選出方法の見直し（法第12条）により、土地改良区が推薦した理事1名が追加となったので、次期改選期（平成18年6月1日）に向け、市内5改良区と選出する改良区を協議します。

平成17年度一般会計予算



平成17年度農地転用決済金

当改良区の受益地である農地を宅地・駐車場等の農業以外の目的に転用される場合は、転用決済金が必要となります。なお、決済金を納入されないと引き続き賦課されますので、農地転用の手続きを行なって下さい。

(単位：円／10a)

	事業負担金	維持管理費
かんがい排水	21,813	104,000
農地造成	59,321	0

平成17年度維持管理費

平成17年3月30日開催の第38回通常総代会において、平成17年度維持管理費の賦課金及び賦課徴収方法について下記にとおり決定されました。

1. 賦課金

(単位:円／10a)

区分 項目	ため池掛	井堰掛	天水掛	樹園地・畑	濃縮地
均等割費	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
計画配水割費	1,300	840	3,910	650	0
基準賦課金	3,200	2,740	5,810	2,550	1,900

2. 徴収方法

土地改良区より各組合員に対し、納入通知書を発行します。

徴収及び納入は、口座振替又は地区(集落・自治会)の代表者に委任します。

3. 徴収期間

平成17年11月20日～平成17年12月20日までとします。

ただし、小野市は平成18年1月10日～平成18年1月31日までとします。

*維持管理費の負担者について

土地所有者と耕作者が異なる場合は、どちらが維持管理費の負担するかを両者で協議して頂き、変更される場合は、資格喪失通知の提出をお願いします。

領収書は、所得税(市・県民税)申告の農業所得算定のとき控除されますので、大切に保管するとともに申告の際には、必ず持参して下さい。

平成17年度配水計画

1. 配水計画の基本方針

本事業は、現存するため池及び河川の補給水として計画施工されたものであるため、その基本方針に基づき秩序正しい配水管理を行ないます。

配水量グラフ(月別)



2. 配水方法について

(1) ため池・河川等の貯流水量を常に把握し、分水責任者と連携を密にしながら適正な配水管理を行ないます。

(2) 渇水に遭遇した場合、理事会の補助機関である配水調整委員会で協議し対策を講じます。

(3) 配水量及び配水の始期、終期

① 配水量 前年度同様の13,300千m³の配水量を計画しています。

② 配水期間 配水の始期 5月20日

配水の終期 9月20日

非灌溉期は(9月21日～翌年5月19日)、農地造成地区に配水を行ないますが、必要に応じてため池にも配水を行ないます。

21世紀土地改良区創造運動とは

土地改良区が果たしてきた役割、機能を改めて見直すとともに、多面的な機能の確保など組合員が期待する新たな役割に対し、どのように土地改良区が取り組んでいくか、地域の人達とみんなで考えていく運動です。

金 積

★これまでの取り組み★

- 平成14年度 小・中・高・大学生の先生を対象に、「糀屋ダムにふれてみ隊」をスローガンに、ダム及び基幹施設の見学をしました。
- 平成15年度 いこいの村はりま周回道路に「さくら&アジサイ共存ロード創造」アジサイの植栽を行ない、ダム見学をしました。
- 今後の実施に向け計画を策定中ですので、実施時には、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いします。

改良区からのお願い

農地の移動に伴う届出について

維持管理費は、毎年11月1日現在の組合員名簿、土地原簿により算定しています。届出されていない場合は、従前の所有者に賦課されますので、変更手続きが済んでいるか従前の所有者に確認してください。

1. 農業者年金受給による経営移譲が生じた場合
2. 所有权の移転により、名義が変わった場合
3. 小作権の設定及び解消した場合

7月下旬に町代表者（区長・農会長）を通じて届出をして頂きますが、本人が直接届出の時は、必ず印鑑を持参して下さい。

お知らせ

1. 水土里ネット加古川西部の「ホームページ」が、昨年の6月から掲載しております。

多くの地域の方々に、加古川西部土地改良事業をよりよく理解して頂くため、事業内容について掲載しておりますので、たくさんのアクセスをお待ちしております。

ホームページアドレス <http://www.kakogawa-west.jp/html/gaiyouhtml>
メールアドレスE-mail kakogawaseibu@mtd.biglobe.ne.jp

2. 加古川西部土地改良区事務局長の就退任について

前局長	浅見 健	(平成17年3月31日付退職)
新局長	高田 稔	(平成17年4月 1日付就任)